

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成22年度)

自治体 種類	合 計	典 型 7 公 害								典型7公害 以外の苦情
		小 計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛 媛 県	155	86	32	49	0	1	0	0	4	69
松 山 市	270	256	93	39	1	76	4	0	43	14
今 治 市	60	55	3	5	0	15	1	0	31	5
宇 和 島 市	24	24	19	1	1	1	0	0	2	0
八 幡 浜 市	14	8	5	1	0	0	0	0	2	6
新 居 浜 市	121	118	88	4	0	20	1	0	5	3
西 条 市	68	19	0	5	1	11	0	0	2	49
大 洲 市	4	3	0	0	0	0	0	0	3	1
伊 予 市	7	7	3	3	1	0	0	0	0	0
四 国 中 央 市	121	117	74	9	0	21	0	0	13	4
西 予 市	4	4	0	0	0	3	0	0	1	0
東 温 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計	693	611	285	67	4	147	6	0	102	82
上 島 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 万 高 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 前 町	105	80	51	18	0	5	1	0	5	25
砥 部 町	29	15	5	1	0	6	0	0	3	14
内 子 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊 方 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 計	134	95	56	19	0	11	1	0	8	39
合 計	982	792	373	135	4	159	7	0	114	190

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	20	21	22
合計	1,058	1,100	982
農業	16	19	14
林業	3	5	2
漁業	2	4	3
鉱業	4	1	3
建設業	141	147	127
製造業	116	119	112
電気・ガス・熱供給業・水道業	6	6	8
情報通信業	2	1	-
運輸業	19	20	20
卸売・小売業	24	26	20
金融・保険業	-	1	-
不動産業	6	3	10
飲食店、宿泊業	24	29	20
医療、福祉	5	9	5
教育、学習支援業	2	2	2
複合サービス事業	2	8	6
サービス業(他に分類されないもの)	69	30	50
公務(他に分類されないもの)	1	1	5
分類不能の産業	26	29	24
会社・事業所以外	590	640	551
個人	386	436	397
その他	46	49	52
不明	158	155	102

発生源 \ 年度	20	21	22
合計	1,058	1,100	982
焼却施設	18	32	22
産業用機械作動	59	56	74
産業排水	70	61	47
流出・漏洩	48	57	61
工事・建設作業	86	70	74
飲食店営業	15	14	8
カラオケ	6	9	3
移動発生源(自動車運行)	5	7	17
移動発生源(鉄道運行)	1	-	1
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃棄物投棄	73	103	77
家庭生活(機器)	10	12	12
家庭生活(ペット)	3	10	8
家庭生活(その他)	39	35	41
焼却(野焼き)	352	351	340
自然系	41	83	70
その他	128	129	88
不明	104	71	39

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上 の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			